

〈視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)の維持管理等に関する調査－主要施設間を結ぶ経路を中心として－〉の実施

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、地域計画調査として独自に調査を企画し実施しています。

今回、関東管区行政評価局において平成29年12月から実施する上記テーマの計画についてお知らせします。調査の目的や項目、調査対象機関等の詳細は別紙をご覧ください。

【本件照会先】

関東管区行政評価局

評価監視部第2評価監視官 並木

電話：048-600-2328（直通）

FAX：048-600-2338

E-mail：kans2027@soumu.go.jp

視覚障害者誘導用ブロックの維持管理等に関する調査－主要施設間を結ぶ経路を中心として－

調査の背景

- 平成18年にバリアフリー法が施行され10年が経過し、生活関連施設やその経路についてバリアフリー化の取組が進展
- 平成28年には障害者差別解消法が施行され、障害者の社会的障壁を取り除き、誰もが安全で快適な移動ができるまちづくりを推進することとされ、視覚障害者に対する施策も着実に進展
- 一方、視覚障害者団体から点字が途切れていて目的地に円滑に到達できないなどの指摘があり、また、総務省の行政相談にも点字ブロックの破損や管理が不十分などの相談を多数受付
- 点字ブロックについては、施設内のものは施設設置管理者が日常的に管理しやすいが、施設間を結ぶ経路等の点字ブロックの管理は目が届きにくい
- 2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を控え、視覚障害者の移動等の一層の円滑化が求められている

○ 視覚障害者等の移動の安全性や利便性を損なっているものはないか。

- ・ 点字ブロックの未設置や不必要な箇所への設置等により、視覚障害者の移動に支障が生じているケースがある
- ・ 施設設置管理者による点字ブロック等の状況把握をしていないことなどから、改善を要する点字ブロックがみられるなど
- 点字ブロックの整備箇所やその維持管理状況の情報は、視覚障害者等の日常の移動等の円滑化に重要

視覚障害者の移動の円滑化を促進する観点から、利用者の立場を十分に踏まえ、主要施設間を結ぶ経路を中心に、点字ブロックの設置状況、維持及び管理の状況を実地に調査・点検し、関係行政の改善に資するとともに、その情報を公開する。

主要調査項目

- 1 点字ブロック等の整備状況・・・整備計画、整備予定等
- 2 点字ブロック等の維持管理等の状況・・・点字ブロック等の設置状況、施設設置管理者による維持管理等の方法等
- 3 関係団体の意見・要望

主要調査対象

- 調査対象機関：関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局
- 関連調査等対象機関：都県、区市、関係団体等

調査実施期間

平成29年12月
～30年3月

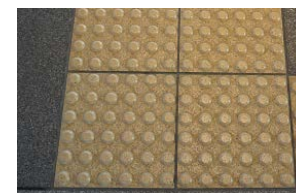
調査担当局所

関東管区行政評価局
東京行政評価事務所
神奈川行政評価事務所

参考資料

点字ブロックには、誘導ブロックと警告ブロックの2種類がある。

- ① 誘導ブロック…進行方向を示すブロックで、線が並んだ形状をしているため、「線状ブロック」とも呼ばれている。
誘導ブロックは、視覚障害者がブロックの突起を足裏、あるいは白杖で確認しながら突起の方向にしたがって進むことができるように設置されている。
- ② 警告ブロック…危険箇所や誘導対象施設等の位置を示すブロックで、点が並んでいる形状をしているため、「点状ブロック」とも呼ばれている。
警告ブロックは、注意すべき位置を示すブロックであり、階段前、横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、案内板の前、障害物の前、駅のホームの端等に設置されている。



点字ブロックの規格

点字ブロックの規格は、日本工業規格(JIS)がJIS T9251(点字ブロックの突起の形状・寸法及びその配列に関する規定)として平成13年に制定。
なお、点字ブロックの国際規格は、日本のJISを基に定められている。

【JIS規格】



【JIS規格以外】



点字ブロックの色

点字ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とする。(「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第34条第2項」による)